

事務連絡  
平成 31 年 3 月 15 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

「医療用医薬品添付文書新記載要領 説明資料」についての送付について  
(情報提供)

医療用医薬品の添付文書等の記載要領については、「医療用医薬品の添付文書等の記載要領について」(平成 29 年 6 月 8 日付け薬生発 0608 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知)、「ワクチン類等の添付文書等の記載要領について」(平成 29 年 12 月 27 日付け薬生発 1227 第 7 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知)により改正され、平成 31 年 4 月 1 日から適用されます。

今般、日本製薬工業協会医薬品評価委員会にて、改正添付文書記載要領に基づく添付文書のポイントをとりまとめたものとして、別添のとおり、「医療用医薬品添付文書新記載要領 説明資料」について(平成 31 年 2 月 20 日付け製薬協発第 118 号)が作成されましたので、業務の御参考までに送付いたします。

なお、改正添付文書記載要領の概要及び主な改正点と記載事例については、厚生労働省医薬・生活衛生局発行の医薬品・医療機器安全性情報 344 号(平成 29 年 6 月発行)及び同 360 号(平成 31 年 2 月発行)にも掲載しておりますので、あわせて御参照ください。

これらにつきましては、以下の URL にも掲載されておりますので、貴管下関係者への周知につき御配慮いただけますようお願いします。

(関連資料及び掲載 URL)

医療用医薬品添付文書新記載要領 説明資料

<http://www.jpma.or.jp/medicine/shinyaku/tiken/allotment/descriptions.html>

医薬品・医療機器安全性情報 344 号

[https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11120000-Iyakushokuhinskyoku/0000169201.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11120000-Iyakushokuhinkyoku/0000169201.pdf)

医薬品・医療機器安全性情報 360 号

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000476708.pdf>



製薬協発第 118 号  
2019 年 2 月 20 日

厚生労働省 医薬・生活衛生局  
医薬安全対策課長  
関野 秀人 殿

日本製薬工業協会  
医薬品評価委員会  
委員長 国忠 聰

### 「医療用医薬品添付文書新記載要領 説明資料」について

日本製薬工業協会 医薬品評価委員会 ファーマコビジランス部会では、医療用医薬品添付文書新記載要領に対する理解を深めていただくための一助として、PMDA 医薬品安全対策第一部・第二部にもご協力いただき作成しました、医療用医薬品添付文書新記載要領 説明資料を、日本製薬工業協会 HP 医薬品評価委員会の成果物のページに掲載いたしましたので、ご連絡申し上げます。

<http://www.jpma.or.jp/medicine/shinyaku/tiken/tiken/expert/results.html>

以上

## 医療用医薬品添付文書新記載要領 説明資料について

「医療用医薬品の添付文書等の記載要領について」（平成 29 年 6 月 8 日付け薬生発 0608 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）及び「医療用医薬品の添付文書等の記載要領の留意事項について」（同日付け薬生安発 0608 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課長通知）（以下「新記載要領」という。）が、2019 年 4 月 1 日より施行されます。

医薬品評価委員会 PV 部会継続課題対応チーム 4 では、社内外関係者に新記載要領に対する理解を深めていただくための一助として、PMDA 医薬品安全対策第一部・第二部にもご協力いただき医療用医薬品添付文書新記載要領 説明資料を作成いたしました。

本資料を日本製薬工業協会 HP 医薬品評価委員会の成果物のページに掲載いたしました。

<http://www.jpma.or.jp/medicine/shinyaku/tiken/allotment/descriptions.html>

(初回公表時(1月 24 日公表)は昨年 10 月末時点での情報に基づき作成したものでしたが、  
現在は 2 月 5 日時点の情報に基づき更新した資料に差し替えています。)

DSU No.276 には昨年 10 月末時点での情報に基づき作成した初版を掲載しています。

DSU No.278 に 2 月 5 日時点の情報に基づく更新版を掲載予定です。

# 医療用医薬品添付文書 新記載要領について

## 医療関係者の皆様へのお願い

2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間の経過措置の間に、  
1997年（平成9年）記載要領に基づく添付文書から、新記載要領に基づく  
添付文書に置き換わります。新記載要領に基づく添付文書をご理解いただき、  
引き続き医薬品の適正使用をお願いいたします。

## ＜参考＞

医薬品・医療機器等安全性情報No.344

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakujouhou-11120000-iyakushokuhinkyoku/0000169201.pdf>  
(2019年2月5日時点)

医薬品・医療機器等安全性情報No.360

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakujouhou-11120000-000476708.pdf>  
(2019年2月5日時点)

添付文書新記載要領連絡通知等は以下医薬品医療機器情報提供ホームページに掲載されています。

<https://www.pmda.go.jp/safety/consultation-for-mah/0002.html> (2019年2月5日時点)

・医療用医薬品の添付文書等の記載要領について

(平成29年6月8日付け薬生発0608第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知)

・医療用医薬品の添付文書等の記載要領の留意事項について

(平成29年6月8日付け薬生安発0608第1号厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課長通知)

・医療用医薬品の添付文書等の記載要領に関する質疑応答集（Q&A）について

(平成31年1月17日付け厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課事務連絡)

・新記載要領に基づく添付文書等の作成の留意点（Q&A）について

(平成31年1月17日付け独立行政法人医薬品医療機器総合機構医薬品安全対策第一部・第二部事務連絡)

・新記載要領に基づく医療用医薬品添付文書等の作成にあたってのQ&Aについて

(平成31年1月17日付け日薬連発第54号 日本製薬団体連合会安全性委員会通知)

## はじめに

医療用医薬品の添付文書は、医薬品医療機器等法の規定に基づき、医薬品の適用を受ける患者の安全を確保し適正使用を図るために、医師、歯科医師、薬剤師等の医療関係者に対して必要な情報を提供する目的で、当該医薬品の製造販売業者が作成するものです。

添付文書の作成にあたっては、1997年（平成9年）に厚生労働省から記載要領が通知されていましたが、今般、記載要領が改正されました。新記載要領は、2019年4月より運用されます。今後、製薬企業各社は2024年3月末までに、全ての添付文書を新記載要領に基づき作成・改訂する予定です。

新記載要領に基づく添付文書をご理解いただき、日常の診療において医薬品の情報をより一層有効にご活用いただけるように、本資料では新記載要領概略と添付文書イメージ等を紹介します。

## 主な改正内容

### 1. 「原則禁忌」の廃止

既承認薬については、「原則禁忌」の多くは「特定の背景を有する患者に関する注意」の項に記載が移行されると考えられますが、代替薬が新たに承認されているなどの医療環境の変化に伴い、「禁忌」の項への移行となります。

「禁忌」の項への移行が適切な薬剤について行政側にて検討中です。薬食審を経て「禁忌」の項への移行が適切と判断された医薬品は、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課より通知として示されます。

### 2. 「慎重投与」の廃止

これまで「慎重投与」に記載されていた内容の多くは「特定の背景を有する患者に関する注意」の項に記載されますが、内容によっては他の項に記載する場合もあります。

### 3. 「高齢者への投与」、「妊娠・産婦・授乳婦等への投与」、「小児等への投与」の廃止

これまでこれらの項に記載されていた内容は、「特定の背景を有する患者に関する注意」の項に記載されます。

### 4. 「特定の背景を有する患者に関する注意」の新設

禁忌を除く特定の背景を有する患者への注意が本項に集約されます。

### 5. 項目の通し番号を設定

警告以降のすべての項目に番号を付与、該当がない場合は欠番とします。

日本製薬工業協会  
医薬品評価委員会 ファーマコビジネス部会

転載・複製を禁ず

# 新記載要領 添付文書イメージ



## 一般的な事項

- 警告以降全ての項目に固定番号が付されます。
- 記載すべき内容がない項目については、記載項目が省略されます。ただし、項目番号は繰り上がりません。
- 関連する項目がある場合には、相互に項目番号を用いて参照先が記載されます。
- 当該医薬品の使用に限定されない一般的な事項や、医療関係者にとって常識的な事項は記載されません。  
(例) 本剤の使用に当たては添付文書を熟読すること。  
開封後はなるべく速やかに使用すること。

作成又は改訂の年月及び版数が記載されます。再評価結果又は再評価結果の公表、効能又は効果の変更又は用法及び用量の変更に伴う改訂の場合のみ改訂理由が記載されます。  
既存の添付文書を新記載要領対応版に改訂する際には、第1版となります。

毒薬、劇薬、麻薬、向精神薬、覚せい剤、覚せい剤原料、習慣性医薬品、特例承認医薬品及び兜丸症医薬品の区分が記載されます。

製剤が包装された状態での貯法と有効期間が記載されます。

致死的又は極めて重篤かつ非可逆的な副作用が発現する場合、又は副作用が発現する結果極めて重大な事故につながる可能性がある、特に注意を喚起する必要がある場合に記載されます。

患者の症状、原疾患、合併症、既往歴、家族歴、体质、併用薬剤等からみて投与すべきでない患者が記載されます。

「3.1 組成」では有効成分の名称（一般的な名称）とその分量、添付文書記載が義務づけられている添加剤名が記載されます。  
「3.2 製剤の性状」では識別上必要な色、形状、識別コード等が記載されます。

承認を受けた効能又は効果が記載されます。

承認を受けた効能又は効果の範囲における患者選択や治療選択に関する注意事項が記載されます。

承認を受けた用法及び用量が記載されます。

承認を受けた用法及び用量の範囲であって、特定の条件下での用法及び用量並びに用法及び用量を調節する上で特に必要な注意事項が記載されます。具体的な投与期間に関する注意や併用療法等に関する事項も本項に記載されます。

重大な副作用の発生防止や早期発見のため定期的に実施すべき検査等の重要な注意事項が記載されます。

効能又は効果等から臨床使用が想定される場合であって、投与に際して他の患者と比べて特に注意が必要な場合や、適正使用に関する情報がある場合に、注意事項やその判断根拠となる客観的な情報が記載されます。  
臨床使用が想定されない場合、使用は想定されるが他の患者と比べて特に注意が必要と/orでは判断されない場合には、記載されません。

他の医薬品を併用することにより、当該医薬品又は併用薬の薬理作用の増強又は減弱、副作用の増強、新しい副作用の出現又は原疾患の増悪等が生じる場合で、臨床上の注意を要する組合せが記載されます。（物理療法、飲食等との相互作用についても重要なものを含む。）

血中濃度の変動により相互作用を生じる場合であって、その実現機序となる代謝酵素等に関する情報がある場合には、前段にその情報が記載されます。

